

令和7年筑北村議会第4回臨時会会議録

令和7年11月28日

令和 7 年筑北村議会第 3 回臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (11月18日)	
○開 会	5
○仮議席の指定	5
○村長あいさつ	5
○選挙第 1 号	6
○議席の指定	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○選挙第 2 号	8
○議席の変更	10
○選任第 1 号	11
○選任第 2 号	13
○選挙第 3 号	13
○選挙第 4 号	13
○選挙第 5 号	13
○選挙第 6 号	13
○同意第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○議案第 64 号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○議案第 65 号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○議員派遣の件	21
○閉 会	22

令和3筑北村告示第81号

令和7年筑北村議会第3回臨時会を次のとおり招集する。

令和7年11月15日

筑北村長 鎌田 欣子

1 期 日 令和7年11月18日（水）午後3時00分

2 場 所 筑北村役場議場

3 付議事項

- ・筑北村議会議長の選挙について
- ・筑北村議会副議長の選挙について
- ・松本広域連合議会議員の選挙について
- ・松塩筑木曽老人福祉施設組合議会議員の選挙について
- ・安曇野松筑広域環境施設組合議会議員の選挙について
- ・穂高広域施設組合議会議員の選挙について
- ・筑北村監査委員の選任について
- ・令和7年度筑北村一般会計補正予算（第3号）について
- ・令和6～7年度筑北村防災行政無線更新整備工事変更請負契約について

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1 番	吉 池 昌 昭 君	2 番	藤 澤 光 雄 君
3 番	若 林 敬 子 君	4 番	勝 田 昇 君
5 番	一之瀬 茂 幸 君	6 番	玉 井 玲 子 君
7 番	横 山 敬 君	8 番	千 葉 和 久 君
9 番	庄 司 真 実 君	1 0 番	山 田 直 幸 君
1 1 番	藤 原 孝 一 君	1 2 番	窪 寺 務 君

不応招議員（なし）

令和7年筑北村議会第3回臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和7年11月18日（水）午後3時00分開議

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 村長あいさつ
- 日程第 3 選挙第 1号 議長の選挙
- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 選挙第 2号 副議長の選挙
- 日程第 5 議席の変更
- 日程第 6 選任第 1号 常任委員の選任
- 日程第 7 選任第 2号 議会運営委員の選任
- 日程第 8 選挙第 3号 松本広域連合議会議員の選挙
- 日程第 9 選挙第 4号 松塩筑木曽老人福祉施設組合議会議員の選挙
- 日程第10 選挙第 5号 安曇野松筑広域環境施設組合議会議員の選挙
- 日程第11 選挙第 6号 穂高広域施設組合議会議員の選挙
- 日程第12 同意第 2号 筑北村監査委員の選任について
- 日程第13 議案第64号 令和7年度筑北村一般会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第65号 令和6～7年度筑北村防災行政無線更新整備工事変更請負契約について
- 日程第15 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番 吉池昌昭君

2番 藤澤光雄君

3 番 若 林 敬 子 君
5 番 一之瀬 茂 幸 君
7 番 横 山 敬 君
9 番 庄 司 真 実 君
1 1 番 藤 原 孝 一 君

4 番 勝 田 昇 君
6 番 玉 井 玲 子 君
8 番 千 葉 和 久 君
1 0 番 山 田 直 幸 君
1 2 番 窪 寺 務 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	鎌 田 欣 子 君	副 村 長	欠 員
教 育 長	内 川 雅 信 君	総 務 課 長	久保村 公 雄 君
会 計 管 理 者	堀 内 克 美 君	企画財政課長	山 田 隆 宣 君
住 祉 課 民 長	宮 坂 英 幸 君	産 業 課 長	中 澤 明 彦 君
建 設 課 長	花 岡 牧 彦 君	観 光 課 長	宮 下 聡 君
教 育 次 長	細 田 雅 義 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 小川原 大 介 君

◎開議の宣告

○議会事務局長（小川原大介） 定刻となりました。事務局長の小川原です。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会となります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなります。年長の勝田昇議員をご紹介します。

勝田議員は議長席へお願いいたします。

〔 1 2 番 勝田 昇議員 着席〕

○臨時議長（勝田 昇議員） ただいま紹介されました勝田昇です。

地方自治法第 107 条の規定によって、臨時の議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（勝田 昇議員） ただいまから令和 7 年筑北村議会第 3 回臨時会を開催いたします。

本日の会議を開きます。

写真撮影、録音機の使用の申請がありますので、これを許可します。

開会 午後 3 時 0 0 分

◎仮議席の指定

○臨時議長（勝田 昇議員） 日程第 1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

◎村長あいさつ

○臨時議長（勝田 昇議員） 日程第 2、村長あいさつを行います。

鎌田村長。

○村長（鎌田欣子） 皆様は今回短くて長い選挙戦を勝ち抜かれた選ばれた議員であります。私も村の長として選ばれたものであります。重大な責任を負いながら、この筑北村の村政を進めてまいりたいと思っております。私の所信表明は、12月の定例会の初日で発表したいと思っておりますので、きょうは皆様の激励と私の決意ということで述べさせていただきます。私も村長という立場で村政を切り開いていくわけですが、何はともあれ、議員の皆様と両輪ということがとても大切だということを私の議員生活の中で感じておりますので、皆様に相談して進めていけたらと思っておりますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。これからも筑北村のために皆様のお力をぜひお貸してください。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（勝田 昇議員） ただ今、新村長のあいさつが終わりました。

◎選挙第1号 議長の選挙

○臨時議長（勝田 昇議員） 日程第3、選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（勝田 昇議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（勝田 昇議員） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

議長に窪寺務議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました窪寺務議員を議長の当選人に定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（勝田 昇議員） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました窪寺務議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました窪寺務議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

窪寺議員、当選承諾のごあいさつを自席にてお願いいたします。

○議長（窪寺 務議員） ただいまご指名をいただきました窪寺務です。

議長という重責を担わせていただくこととなりました。皆さんと議論を重ね、ご協力をいただきながら、議会運営、議会改革に取り組んでいきたいと考えています。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（勝田 昇議員） ただいま新議長のあいさつが終わりました。

よって、窪寺議長に議長席に着いていただくようお願いいたします。

私はこれで臨時議長の職務はすべて終了といたしました。ご協力ありがとうございました。

〔議長交代〕

○議長（窪寺 務議員） それでは私、窪寺務が議事の進行を務めさせていただきます。

ここで暫時休憩いたします。議会全員協議会を開催しますので、201 号会議室にお集まりください。

休憩 午後 3 時 0 6 分

再開 午後 3 時 1 5 分

○議長（窪寺 務議員） それでは、再開いたします。

お手元の追加議事日程のとおり進めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 異議なしと認めます。

◎議席の指定

○議長（窪寺 務議員） 日程第 1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（窪寺 務議員） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 127 条の規定により、

1 番 吉 池 昌 昭 議員

2 番 藤 澤 光 雄 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（窪寺 務議員） 日程第 3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期を本日 1 日としたいが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日とすることに決定しました。

◎選挙第 2 号 副議長の選挙

○議長（窪寺 務議員） 日程第 4、選挙第 2 号 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（窪寺 務議員） ただいまの出席議員数は 12 名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に 6 番、玉井玲子議員、7 番、横山 敬議員及び 8 番、千葉和久議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（窪寺 務議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（窪寺 務議員） よろしいでしょうか。

点検が終わりました。異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

事務局長。

○議会事務局長（小川原大介） それでは、議席番号順に投票願います。

1 番、吉池昌昭議員。2 番、藤澤光雄議員。3 番、藤原孝一議員。4 番、窪寺務議員。
5 番、一之瀬茂幸議員。6 番、玉井玲子議員。7 番、横山敬議員。8 番、千葉和久議員。
9 番、庄司真実議員。10 番、山田直幸議員。11 番、若林敬子議員。12 番、勝田昇議員。

〔投票〕

○議長（窪寺 務議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

玉井議員、横山議員、千葉議員は、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（窪寺 務議員） 選挙の結果を報告します。

投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、藤原孝一議員 6 票、一之瀬茂幸議員 6 票ということで、ここで、お二人にくじ引きを行なっていただきます。

準備をしますので、お願いいたします。

お二人はここへ来てください。

○事務局長（小川原大介） くじの説明をします。初めに議席順に本くじを引く順番を決めるくじを引き、その順番で本くじを引いていただきます。本くじの 1 番を引いた方を当選人といたします。

初めにくじを引く順番を決めるくじを行います。

議席順にお願いいたします。初めに藤原議員。次に一之瀬議員。

〔くじ引き〕

それでは、本くじを行います。初めに藤原議員。次に一之瀬議員。

〔くじ引き〕

○議長（窪寺 務議員） くじ引きの結果は、1 番が藤原孝一議員、2 番が一之瀬茂幸議員でした。したがって、藤原孝一議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場解鎖〕

○議長（窪寺 務議員） ただいま副議長に当選された藤原孝一議員が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

藤原孝一議員、当選承諾のあいさつを自席でお願いいたします。

○副議長（藤原孝一議員） 6 票、6 票ということで、くじ引きで選出されました。選出されました以上は議長補佐して議会運営にあたっていきたいと思いますので、皆さんにもご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（窪寺 務議員） 副議長の就任承諾のあいさつが終わりました。

◎議席の変更

○議長（窪寺 務議員） 日程第 5、議席の変更を行います。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第 4 条第 3 項の規定により、議席の一部を変更しま

す。3番、藤原孝一議員の席を11番に、11番、若林敬子議員の議席を3番に、4番、窪寺務議員の議席を12番、12番、勝田昇議員の議席を4番ということで、それぞれ変更します。

〔議席変更〕

○議長（窪寺 務議員） ここで暫時休憩いたします。議員全員協議会を開催しますので、201 会議室にお集まりください。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時36分

○議長（窪寺 務議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎選任第1号 常任委員の選任

○議長（窪寺 務議員） 日程第6、選任第1号 常任委員会の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、議長が指名することになっています。

総務常任委員会委員に、3番、若林敬子議員、4番、勝田 昇議員、7番、横山 敬議員、10番、山田直幸議員の4名を指名します。

社会文教常任委員会委員に、5番、一之瀬茂幸議員、9番、庄司真実議員、11番、藤原孝一議員、12番、私、窪寺の4名を指名します。

建設産業常任委員会委員に、1番、吉池昌昭議員、2番、藤澤光雄議員、6番、玉井玲子議員、8番、千葉和久議員の4名を指名します。

ただいま指名のとおり選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 異議なしと認め、議長の指名のとおり選任することに決定しました。

ここで各委員会において、委員会条例第8条第2項の規定より、正副常任委員長の互選を

お願いしたいと思います。

ここで暫時休憩といたします。議員全員協議会を開催しますので、201 会議室にお集まりください。

休憩 午後 3 時 3 8 分

再開 午後 3 時 4 2 分

○議長（窪寺 務議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま各常任委員会において互選されました正副常任委員長の報告をお願いします。

初めに総務常任委員会。

10 番、山田議員。

○10 番（山田直幸議員） 総務委員会の互選の結果、委員長に私、山田が務めさせていただきます。副委員長に 4 番、勝田昇議員が務めることになりました。よろしくお願いいたします。以上報告いたします。

○議長（窪寺 務議員） 続きまして、社会文教常任委員会。

5 番、一之瀬議員。

○5 番（一之瀬茂幸議員） 社会文教常任委員会の報告をいたします。互選によりまして、委員長に 5 番、一之瀬、副委員長に 9 番、庄司議員になりました。以上です。

○議長（窪寺 務議員） 続きまして、建設産業常任委員会。

6 番、玉井議員。

○6 番（玉井玲子議員） 建設産業常任委員会をご報告いたします。委員長は私、玉井が務めます。副委員長に 8 番、千葉議員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（窪寺 務議員） ただいまの各委員会の報告のとおり、正副委員長が決定しました。

ここで暫時休憩といたします。議員全員協議会を開催しますので、副議長、正副委員長は 201 会議室にお集まりください。

休憩 午後 3時44分

再開 午後 3時49分

○議長（窪寺 務議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎選任第2号 議会運営委員の選任

○議長（窪寺 務議員） 次に、日程第7、選任第2号 議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長が指名することになっております。

議会運営委員会委員に、藤原議員、山田議員、一之瀬議員、玉井議員、勝田議員を指名します。

ただいまの指名のとおり選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 異議なしと認め、議長の指名のとおり選任することに決定しました。

ここで委員会条例第8条第2項の規定により、正副委員長の互選をお願いしたいと思います。

○議長（窪寺 務議員） 正副委員長の報告をお願いします。

4番、勝田議員。

○4番（勝田 昇議員） 議会運営委員会の正副が決まりましたのでご報告いたします。委員長に私、勝田 昇、副委員長に藤原議員を選出いたしました。よろしくお願いいたします。

◎選挙第3号 松本広域連合議会議員の選挙

◎選挙第4号 松塩筑木曽老人福祉施設組合議会議員の選挙

◎選挙第5号 安曇野松筑広域環境施設組合議会議員の選挙

◎選挙第6号 穂高広域施設組合議会議員の選挙

○議長（窪寺 務議員） 続いて、日程第8、選挙第3号 松本広域連合議会議員の選挙から、日程第11、選挙第6号 穂高広域施設組合議会議員の選挙までを一括議題といたします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

松本広域連合議会議員に、議長、窪寺務を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました議長、窪寺務を松本広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました議長、窪寺務が松本広域連合議会議員に当選されました。

次に、松塩筑木曽老人福祉施設組合議会議員の選挙を行います。

松塩筑木曽老人福祉施設組合議会議員に副議長、藤原孝一を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました副議長、藤原孝一を松塩筑木曽老人福祉施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました副議長、藤原孝一が松塩筑木曽老人福祉施設組合議会議員に当選されました。

次に、安曇野松筑広域環境施設組合議会議員の選挙を行います。

安曇野松筑広域環境施設組合議会議員に、副議長、藤原孝一を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました副議長、藤原孝一を安曇野松筑広域環境施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました副議長、藤原孝一が安曇野松筑広域環境施設組合議会議員に当選されました。

次に、穂高広域施設組合議会議員の選挙を行います。

穂高広域施設組合議会議員に、議長、窪寺務、5番、一之瀬茂幸議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました議長、窪寺務、5番、一之瀬茂幸議員を穂高広域施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました議長、窪寺務、5番、一之瀬茂幸議員が穂高広域施設組合議会議員に当選されました。

以上で一括議題といたしました選挙第3号から選挙第6号までの各一部事務組合議会議員に当選されました方々が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで、追加議案の配布を行いますので、少々お待ちください。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（窪寺 務議員） 日程第12、同意第2号 筑北村監査委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（鎌田欣子） 同意第1号 筑北村監査委員の選任についてですが、地方自治法第196条第1項の規定により、議会議員のうちから選任する筑北村監査委員に筑北村坂井1205番地1 吉池昌昭氏を選任したいので議会の同意を求めるものです。

吉池昌昭氏におかれましては、旧坂井村および筑北村職員として長年お務めいただき、温

泉施設の運営にも従事され、行政における予算、財務管理、事業の経営管理に関して優れた識見を有し、人格が高潔であり、筑北村監査委員にふさわしい人格の方であります。なお、任期につきましては、議会議員の任期と同様で、令和 11 年 11 月 12 日までとなります。

○議長（窪寺 務議員） 説明が終わりました。

本件について、地方自治法第 117 条の規定により、吉池昌昭議員の退場を求めます。

〔1 番、吉池昌昭議員 退場〕

○議長（窪寺 務議員） これから質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 異議なしと認めます。

これより同意第 2 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（窪寺 務議員） 全員挙手。

したがって、同意第 2 号 筑北村監査委員の選任については、原案のとおり同意されました。

吉池議員の入場を許します。

〔1 番、吉池昌昭議員 入場〕

○議長（窪寺 務議員） 吉池議員にお伝えします。吉池議員の監査委員の選任同意は可決されました。あいさつをお願いいたします。

吉池議員。

○1 番（吉池昌昭議員） 村の監査委員ということで、大変大役をお受けいたしました。4 年間一生懸命やりたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（窪寺 務議員） ありがとうございました。

◎議案第 64 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（窪寺 務議員） 日程第 13、議案第 64 号 令和 7 年度筑北村一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

鎌田村長。

○村長（鎌田欣子） 議案第 64 号 令和 7 年度筑北村一般会計補正予算（第 3 号）、今回の補正は、予算総額の変更はなく、第 4 表繰越明許費の追加を行うものです。

詳細については担当課長より説明いたしますので、よろしくご審議ください。

○議長（窪寺 務議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田隆宜） 議案第 64 号 令和 7 年度筑北村一般会計補正予算（第 3 号）について説明いたします。

村長の提案説明にあったとおり、予算の総額の変更はなく、第 4 表の繰越明許費の追加を行います。繰越明許費について説明いたします。繰越明許費とは、予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより翌年度に繰り越して使用できるものです。根拠法令でございますが地方自治法第 213 条となります。第 4 表の繰越明許費の事業名にあります道路構造物等維持費は橋梁関係の事業費で、今後橋梁修繕の設計管理、工事の発注を予定していますが、令和 8 年 3 月 31 日までに工事が竣工しない見込みですので、今回の補正において繰り越しを行うものです。説明は以上となります。

○議長（窪寺 務議員） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 64 号を採決します。本案について賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（窪寺 務議員） 全員挙手。

したがって、議案第 64 号 令和 7 年度筑北村一般会計補正予算（第 3 号）は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（窪寺 務議員） 日程第14、議案第66号失礼しました65号 令和6から7年度筑北村防災行政無線更新整備工事変更請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎌田村長。

○村長（鎌田欣子） 議案第65号 令和6から7年度筑北村防災行政無線更新整備工事変更請負契約についてですが、令和6年5月22日議決いただいた令和6年から7年度筑北村防災行政無線更新整備工事請負契約について、工事内容の変更により、工事請負代金の増額変更をする必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をお願いするものです。

詳細につきましては、担当課長より説明いたしますので、よろしくご審議ください。

○議長（窪寺 務議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田隆宜） 議案第65号 令和6から7年度筑北村防災行政無線更新整備工事変更請負契約について説明いたします。

最初にですね、議会の議決が必要な理由について説明をいたします。大きくくりで条例の規定およびその根拠となります地方自治法および地方自治法施行令の規定について説明をいたします。最初に条例の規定でございます。筑北村議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条に地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事または製造の請負とするとされております。続きましてその根拠となる地方自治法および地方自治法施行令の規定でございます。自治法96条第1項、普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならないとあります。また、第5号の規定はその種類および金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結することとあります。この政令の規定でございますが、政令第121条の2の2、別表第3に定められておりまして、市町村における基準は5,000万円とされていることから議会の議決を求めるものでございます。

それでは、工事の変更内容について申し上げます。村長の提案説明にあったとおり、令和6から7年度筑北村防災行政無線更新整備工事につきまして、工事内容の変更により、工事請負代金を5億5,060万8,960円から1,074万3,040円増額し、変更後の工事請負金額を5

億 6,135 万 2,000 円にするものです。主な変更内容は、Jアラート新型受信機の整備、修那羅簡易中継局、栃平および小仁熊下屋外拡声子局の環境整備、既存の防災カメラの撤去処分となります。説明は以上となります。

○議長（窪寺 務議員） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

7 番、横山議員。

○7 番（横山 敬議員） 今の説明ではほとんどわからないんですけども。というのはこれ 6 年から 7 年度っていうことは前議会の承認を得てやったということで今回議員になったものは、この内容についてよくわからないわけですよね。それで質問としてはですね、まずこの契約の議案が出てきたのはいつですか。これ前の議会中にはできなかったんでしょうか。以上です。

○議長（窪寺 務議員） 企画財政課長、違ったかな。それでは総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 今回の変更でございますが、9 月の補正予算前に工事の内容を整理する中で変更内容、先ほど企財課長から話がありましてとおり Jアラートの更新等発生したものでございます。9 月の補正予算で議決していただき、変更のタイミングが今回 11 月になったという状況でございます。以上です。

○議長（窪寺 務議員） 7 番、横山議員。

○7 番（横山 敬議員） そういうことでありましたら、9 月のときに補正がでて認めてもらったということですね。そうしたならば、速やかにこれ変更契約を議会内でするということではできなかったんでしょうか。また、臨時議会を開いて、今、これ臨時議会でやっていますよね。前の皆さんで、臨時でもって承認していただければ、私達には関係ない話なんですけどね。そこら辺の事務手続きはどうなっていたんでしょうか。

○議長（窪寺 務議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 当然予算が確保できなければ変更契約できませんので 9 月の定例会での予算を認めていただきましたので、そのタイミングでの変更契約ができなかったということでございます。もう一点ですが、10 月に選挙が控えているということで今回の臨時議会で上程させていただいています。以上です。

○議長（窪寺 務議員） 7 番、横山議員。

○7 番（横山 敬議員） そういう説明ですけれども、これ、速やかに契約っていうものは結局ものではありませんか。

○議長（窪寺 務議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田隆宜） 契約というのは、当然のように議員おっしゃるとおり速やかに結ぶのが原則だというふうに考えます。ただし予算がまず最初に確保されまして、それから契約の内容について変更協議等する時間がどうしても必要になります。変更協議等しなければ当然のように契約書にまとめることができませんので、先ほど総務課長の話がありましたようにどうしても選挙の期間等も挟みまして、それから実際にですね、私どものところに変更協議書が上がってきたのが11月に入ってからになります。ですので今回、速やかに間に合わせたということになります。11月に変更協議書が上がってきましたので、11月の一番最初の臨時会に速やかに間に合わせたということでご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（窪寺 務議員） よろしいですか。

7番、横山議員。

○7番（横山 敬議員） 今の説明はわかったんですけども、ということはこれ当然設計監理等入っていますよね。ということになると、そちらの方の契約等は変更契約が必ず生じると思うんですけども生じていませんか。

○議長（窪寺 務議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 設計監理に係る変更はありません。以上です。

○議長（窪寺 務議員） よろしいですか。

7番、横山議員。

○7番（横山 敬議員） とっても不思議な契約を結んでいるんですね。本来、設計で金額が変われば、設計業務の方もパーセントで受けていると思うので、変更が生じてくると思うんですがそういう契約は結んでないってということでよろしいですか。

○議長（窪寺 務議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） パーセントの契約ではなく、いわゆる人工（にんく）であったりとかそういったことで契約しています。以上です。

○議長（窪寺 務議員） よろしいですか。

ほかにありますか。

1番、吉池議員。

○1番（吉池昌昭議員） 今回の変更については何もないんですけども、防災行政無線を更新したんですけど、私はもっと変わるかと思ったけど、実際に今放送流れているのを聞くと。

○議長（窪寺 務議員） この議案について質問してください。一般質問的な内容になってしまうので、そこは委員会とか、そういう部分でお願いします。

ほかによろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 65 号を採決します。本案について賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（窪寺 務議員） 全員挙手。

したがって、議案第 65 号 令和 6 年度から 7 年度筑北村防災行政無線更新整備工事変更請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（窪寺 務議員） お諮りします。

先ほどの選挙で一部事務組合の構成議員が決まりました。議員派遣の件を日程に追加し、議題にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 異議なしと認めます。

したがって、これらを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

配ってもらっていいですか。

少々お待ちください。

○議長（窪寺 務議員） 追加の議事日程をお配りしました。

議事日程については手元にお配りしたとおりです。

議事日程第 1 の追加 2 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり派遣したいと思います
が、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

なお、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定しますのでご了承ください。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

◎村長閉会あいさつ

○議長（窪寺 務議員） ここで村長よりあいさつをお願いします。

鎌田村長

○村長（鎌田欣子） 本日は様々な委員を決めていただき、そして同意案件、議案2件をお認めいただきありがとうございました。

また今後どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（窪寺 務議員） 村長あいさつが終わりました。

お諮りいたします。

これで本臨時会は閉会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 異議なしと認めます。

◎閉会の宣告

○議長（窪寺 務議員） それでは、本日の会議を閉じ、本臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時15分